

評価年度	令和2年度		事業実施年度	令和元年度	施策主管次長名	深 津 栄 子	
施策番号	2-1	施策名	豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう			総合計画掲載頁	82～89
主担当部名	福祉部						
関連課名	福祉課、長寿介護課、保険年金課						

1 総合計画の目標指標 PLAN & GOAL（中間値と最終目標値の確認）

取組分野1 地域福祉		R5 中間値	R10 目標値
指標名	地域福祉に関する取り組みの市民満足度割合		
指標の定義	「地域福祉」の取り組みに対する満足度割合(アンケート)	73%	78%
取組分野2 高齢者福祉		R5 中間値	R10 目標値
指標名	高齢者福祉に関する取り組みの市民満足度割合		
指標の定義	「高齢者福祉」の取り組みに対する満足度割合(アンケート)	68%	73%
取組分野3 介護		R5 中間値	R10 目標値
指標名	要介護(要支援)の認定率		
指標の定義	65歳以上の高齢者における要介護(要支援)の認定を受けた者の割合	11.70%以下	11.80%以下
取組分野4 障がい者福祉		R5 中間値	R10 目標値
指標名	障がい者(児)が地域で生き生きと暮らし続けられるようになって感じる障がい者(児)の割合		
指標の定義	障がいや生活で困っていることや不安に思っていることが「ない」と答えた障がい者(児)の割合(障がい者福祉計画に関するアンケート)	20%	25%
取組分野5		R5 中間値	R10 目標値
指標名			
指標の定義			

2 成果指標 DO & REPLAN（実績を計上し計画値を再設定）

指標①	取組分野1		地域福祉						
	成果指標名	くらし・はたらく相談センターの相談件数	単位	R1実績	R2計画	R3計画	R4計画	R5目標	
			件	3,557	3,700	3,700	3,800	3,800	
	対象	相談者	指標設定の考え方	生活困窮者が困ったときの相談先としての利用を促進させるため、くらし・はたらく相談センターの制度について周知していく。					
			把握方法	1年間の電話及び窓口で受けた相談の件数					

指標②	取組分野1 地域福祉								
	成果指標名	地域包括支援センター等地域で対応する機能の実施状況	単位	R1実績	R2計画	R3計画	R4計画	R5目標	
			件	5	5	6	8	8	
	対象	取組事業	指標設定の考え方	福祉・医療・介護長期構想に基づく拠点施設のあり方で示した、地域(日常生活圏域)で対応する4つの機能(地域包括支援センター等)を着実に推進する。					
			把握方法	年度末現在で地域で対応する機能を取り込んだ事業数					

指標③	取組分野2 高齢者福祉							
	成果指標名	高齢者配食サービス受給者数	単位	R1実績	R2計画	R3計画	R4計画	R5目標
			人	224	275	295	315	335
	対象	高齢者	指標設定の考え方	一人暮らし高齢者等の安否を確認するため、高齢者への配食サービスを実施する。				
			把握方法	年度末現在で高齢者配食サービスを受けている高齢者の数				

指標④	取組分野3 介護								
	成果指標名	地域密着型サービス受給者数	単位	R1実績	R2計画	R3計画	R4計画	R5目標	
			人	113	134	181	197	203	
	対象	介護保険受給者	指標設定の考え方	市民の介護需要を満たすため、本市の市民がサービス対象となる地域密着型の介護サービスを充実させる。					
			把握方法	1年間において地域密着型サービスを受給した者の月あたり平均人数					

指標⑤	取組分野4 障がい者福祉								
	成果指標名	相談支援事業所の相談件数	単位	R1実績	R2計画	R3計画	R4計画	R5目標	
			件	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	
	対象	相談者	指標設定の考え方	市民からの多様で専門的な相談に応じるため、相談支援事業所での相談内容について積極的に周知する。					
			把握方法	相談件数に関する福祉行政報告例で報告している相談件数					

3 施策の評価

ANALYSE & CHECK(分析・評価)

施策の分析（現状の確認と近隣調査）		
施策の現状	・高齢者の施策としては市内3か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者や要介護者の相談等に対応している。また、配食サービスや 要介護者等が住み慣れた地域で生活することができるよう、地域密着型サービスを提供している。 ・市役所内に「ふくしの窓口」、ジョブサポートみよし内に「くらし・はたらく相談センター」を設置し、障がい者をはじめ生活困窮者等、生活のしづらさを感じているあらゆる人からの相談に対応している。	
成果向上に向けての市民と行政の役割分担	市民	・地域の住民が地域の福祉課題を自らのことと考え、主体的に「通いの場」などの開設や健康づくり等の活動を行う。 ・身体・知的・精神障がいや、発達障がい難病患者などの障がい(疾病)の特性や生活のしづらさを正しく理解し、心のバリアフリーに努める。
	行政	・日常生活圏域で対応する機能を整備する。 ・必要なサービス需要を把握し、地域密着型サービス事業者の指導、支援する。 ・情報の収集、発信 ・相談支援体制の整備 ・地域の社会支援の開発、改善・困難辞令への協議、調整を行う。 ・地域の関係機関のネットワーク構築をする。
近隣市町との比較	・高齢者に占める地域密着型介護サービス需給者の割合(令和2年1月末時点) 東郷町2.07%、豊田市2.06%、長久手市1.80%、刈谷市1.50%、日進市1.48%、豊明市1.09%、みよし市1.07% ・各市町によって相談支援体制に差があり、一概に比較することはできない。 ・生活困窮者の相談センターを設置している市町は多くあるが、障がい相談及びハローワーク(支所)を併設しているセンターは珍しく、柔軟な相談対応を可能にしている。	

施策の評価（活動の振り返りと課題の明確化）	
平成30年度以前の活動	・平成18年度に市役所内に地域包括支援センターを設置しケアマネジメント業務や相談支援業務を開始、平成27年度から認知症総合支援事業などが業務に追加、平成29年度から日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置している。 ・平成26年4月に福祉総合相談センター(ふくしの窓口)を設置、平成28年7月にふれあい交流館内に「くらし・はたらく相談センター」を開設し、生活困窮者相談をセンターで実施した。平成29年4月に同センター内に障がい者の基幹相談センターを設置し、障がい者相談を実施。併設のハローワークと合わせ、連携した相談対応を実施している。
	令和元年度の活動内容 ・みよし市福祉医療介護拠点構想を見直し、日常生活圏域で行う機能の整理を行い、配食サービスを実施する3事業者で10,861食の提供を行った。 ・地域密着型サービスとして月平均113人の要介護者にサービスを提供した。また、認知症対応型共同生活介護サービス事業者の公募を実施し、決定事業者を決定した。 ・市民に寄り添った相談センターとして生活困窮者に対し、生活支援、家計支援、就労支援等を実施。電話相談及び面談を延べ524回、訪問等を延べ298回実施した。判断能力が不十分な方たちを支援するための「権利擁護支援センター」を令和2年度から運用できる準備を整え、相談支援体制を充実させた。
	積み残し課題等 ・総合計画の地域区分に合わせ、おおよし地域に地域包括センターの設置が必要。介護予防教室への専門職の参加や住民が主体の「通いの場」の開設支援を進めていく必要がある。 ・小規模特別養護老人ホームサービスと認知症対応型共同生活介護サービスが計画どおり開始できるよう、事業者を支援する。 ・障がいがある方の乳幼児からの支援の充実と市内での日中活動、就労訓練の場の充実や市民の認知度の向上、地域との繋がりによる相談のしやすい環境の醸成が求められている。 ・居住が不安定な方に対して「一時生活支援事業」の検討や貧困の連鎖を防ぐための生活困窮世帯の「子どもの学習・生活支援事業」の検討が必要。

4 活動計画

ACTION & PLAN(目標を達成するために起こす行動)

令和2年度以降の施策目標達成に向けての取組の方向性	・第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画に日常生活圏域で整備する機能を盛り込み、おおよし地域の地域包括センターの場所、運営方法等の検討を進める必要がある。 ・受給者の嗜好や、緊急時の代替ができるよう、事業者の追加やメニューが選択できるよう検討する必要がある。 ・愛知県介護施設等整備費事業費補助金を受け、小規模特別養護老人ホームサービス及び認知症対応型共同生活介護サービスを実施する事業者の施設整備及び開設準備の支援を行う必要がある。 ・障がい者(児)が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けられる環境をつくるために、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業やボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉活動を展開する。 ・生活困窮者の中にはコミュニケーション能力が不足している者や精神疾患を抱えた者も多く、一般就労に結びつけることは困難なケースが多いため、その対象者に適した対応を判断し、支援することが必要である。引き続き要支援者に寄り添った支援を実施する。
	施策目標達成に向けての令和2年度の活動内容 ・介護保険運営審議会の開催、地域包括支援センター運営協議会の開催、第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の策定 ・地域密着型介護サービス給付事業、地域密着型介護予防サービス給付事業、介護施設等整備費補助金の交付 ・リーフレット作成や広報掲載による認知度の向上 ・「一時生活支援事業」及び生活困窮世帯の「子どもの学習・生活支援事業」の検討 ・成年後見支援センターの設置 ・地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画の策定